

## 傷病鳥獣等に係る電話対応業務委託プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、傷病鳥獣等に係る電話対応業務を委託するにあたり、プロポーザル方式による企画提案を実施し、本業務を確実に遂行できるものを選定するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 企画提案に付する事項

- (1) 業務名 傷病鳥獣等に係る電話対応業務委託
- (2) 業務内容 傷病鳥獣等に係る電話対応業務委託仕様書（以下、「仕様書」という）のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで
- (4) 業務委託予算上限額

1, 695千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

上記金額には、委託業務において発生する事務経費等の諸経費並びに消費税及び地方消費税を含む。

なお、上記金額は、企画提案に当たっての目安（上限）となる金額であり、契約額は別途設定する予定金額の範囲内で決定することになるため、上記金額と必ずしも一致しない。

#### (5) スケジュール（案）

令和8年7月7日（決裁日）	県HP掲載
令和8年7月7日（火）	質問受付開始
令和8年7月13日（月）	質問受付期限
令和8年7月14日（火）	参加申込書・企画提案書受付開始
令和8年7月23日（木）	参加申込書提出期限
令和8年7月24日（金）	企画提案書提出期限
令和8年7月28日（火）	審査会
令和8年7月30日（木）	見積書徴取、業務委託契約
令和9年3月31日（水）	委託終了、実績報告書提出後、完了検査、支払

### 3 プロポーザル方式による業務委託候補者の選定

業務委託候補者（以下「委託候補者」という。）の選定は、プロポーザル方式により行う。

プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、プロポーザルへの参加申し込みを行った上で、仕様書の業務内容をどのような手法、体制で実行するのか、業務を遂行するに当たっての計画、方法等について具体的に企画提案を行うこと。

企画提案内容については、熊本県環境生活部自然保護課にて審査を行い、本業務の実

施に際して最も適した企画提案者を委託候補者とする。

#### 4 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から外し、若しくは委託候補者としての選定を取り消す場合がある。

- ①選定手続業務に従事する職員又は関係者に対し、不正な接触行為その他正当な手続を妨げる行為の事実が判明した場合
- ②本件企画提案について不正な利益を得るために連合した場合
- ③提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ④提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ⑤プロポーザル参加者（以下「企画提案者」という。）が下記5に定める参加資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑥本公告の内容に違反すると認められる場合
- ⑦企画提案者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ⑧担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ⑨その他社会的信用を損なう行為等により、企画提案者が委託業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合
- ⑩その他選定手続において不正な行為があったと県が認めた場合

(2) 企画提案者は、当該業務に対して複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものを除く。

なお、提出書類は採用の有無にかかわらず返却しない。

(4) 提出書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) その他

- ①提出された書類等は、情報公開請求により開示することがある。
- ②プロポーザルへの参加に要する諸費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- ③本手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限り、本手続において使用する単位は、日本の標準時及び計量法によるものとする。
- ④提出された書類は、企画提案者に無断で使用しない。ただし、委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- ⑤配付する資料等は、本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

#### 5 プロポーザル参加者（企画提案者）の資格

本事業の目的を達成するため、次のとおり参加資格を設ける。

(1) 熊本県内に本店又は支店を置く者。

(2) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（令和3年熊本県告示第672号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、業務委託契約等入札参加資格名簿の「業務区分：業務委託」に関する入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札資格を有しない者は、熊本県出納局管理調達課へ令和8年（2026年）

7月14日（火）15時までに入札参加資格審査の申請を行うこと。

- (3) 企画提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。
- (4) 企画提案書受付期間において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 企画提案書受付期間において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にないこと。

## 6 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

自然保護課

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

TEL 096-333-2275

FAX 096-384-5135

電子メール：[shizenhogo@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:shizenhogo@pref.kumamoto.lg.jp)

## 7 企画提案書等の提出等

### (1) 企画提案書の内容

本実施要領2（2）業務内容を参照の上、以下の内容について企画提案すること。

#### 【提案内容】

- ・提案1：仕様書 5業務の内容等【運営体制】に係る手順・工程など
- ・提案2：仕様書 5業務の内容等 A. 窓口設置に係る県民への周知方法
- ・提案3：仕様書 5業務の内容等
  - B.（1）傷病鳥獣の場合 ①保護対象であるかの判断について
  - （2）死亡鳥獣の場合（鳥の場合）②鳥インフルエンザの検査対象であるかの判断について
- ・提案4：仕様書 5業務の内容等 C. 対応概要のweb上への公開方法、内容

### (2) 参加申込書の提出

- ①提出期限 令和8年(2026年)7月23日(木)午後5時必着
- ②提出場所 上記6の場所と同じ
- ③提出書類 参加申込書(様式第1号)
- ④提出方法 電子メールにより提出すること

### (3) 企画提案書の提出

- ①提出期限 令和8年(2026年)7月24日(金)午後5時必着
- ②提出場所 上記6の場所と同じ

### ③提出書類

- ・企画提案書鏡文
- ・企画提案書（様式は自由だが、A4版で作成すること）
- ・体制図（様式は自由だが、A4版で作成すること）
- ・提案内容に応じた業務スケジュール（様式は自由だが、A4版で作成すること）
- ・経費見積書（様式第3号）
- ・類似業務実績書（様式は自由だが、A4版で作成すること）
- ・応募団体の概要がわかるもの（様式は自由だが、A4版で作成すること）
- ・事業者の取組に関する申出書（様式第4号）（※該当がある場合のみ）

### ④提出部数：各4部（原本1部＋原本写し3部）

### ⑤提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は必ず事前に連絡すること）

#### （4）企画提案書の説明

提案者は、ヒアリングを実施する場合がありますので、あらかじめ承知しておくこと。  
なお、詳細については実施することになった時点でその旨を別途通知する。

#### （5）質問の受付

本案件について不明な点がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

##### ① 受付期間

令和8年(2026年)7月7日(火)から同年7月13日(月)までの午前9時から午後5時まで(必着)とする。

##### ②受付方法

「質問・回答書(様式第5号)」により電子メールで提出すること。ただし、電子メールが到着したことを電話で契約担当者を確認すること。

##### ③受付場所

上記6の場所に同じ

##### ④回答

電子メールにより回答する。

##### ⑤その他

ア 提案実施後、仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ 質問者の所在地、名称、担当者指名、電話番号、メールアドレス、ファクシミリ番号を記載すること。

ウ 企画提案書の審査に関する質問には回答できない。

## 8 委託候補者の選定等

### （1）委託候補者の選定

自然保護課において、別添「傷病鳥獣等に係る電話対応業務委託企画提案選定要領」に基づき、委託候補者を選定する。

### （2）審査結果

① 審査結果については、審査終了後、自己の結果のみを参加者に書面で通知する。

② 審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、選定結果に対するい

かなる意義申立ても受け付けないものとする。

## 9 契約の締結等

### (1) 契約書作成の要否

委託候補者の選定後、提出された提案を基本として当該事業者と県と協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

### (2) 契約保証金

熊本県会計規則（昭和39年熊本県規則第18号）第77条の規定による。  
ただし、会計規則第78条の各条に該当する場合は、免除する。

## 10 詳細

詳細は、仕様書による。

## 11 問合せ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号  
熊本県環境生活部自然保護課野生鳥獣班 担当 中村、犬童  
電話番号 096-333-2275 FAX 096-384-5135  
E-mail : [shizenhogo@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:shizenhogo@pref.kumamoto.lg.jp)